【関係人口要件】わくわくかごしま移住促進事業 チェックシート

提 出 書 類

○居住確認のため、現地確認させていただくことがあります。
○ご提出いただいた書類で必要情報が不足している場合、追加で書類を請求することがあります。
○個人情報については、個人情報保護法並びに姶良市個人情報保護条例に基づき適切に管理します。

東京23区内に在住

必須	☐	住民票を移す直前10年間のうち、通算５年以上在住していた	
	☐	住民票を移す直前に、連続して１年以上在住していた	

東京23区外・東京圏の条件不利地域以外に在住→東京23区内へ通勤

必須	☐	住民票を移す直前10年間のうち、通算５年以上通勤していた	
	☐	住民票を移す直前に、連続して１年以上通勤していた	
いずれか	☐	雇用保険の被保険者であった。	☐ 前勤務先企業（東京23区内）の就業証明書、退職証明書、在職証明書のいずれか （※在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことが確認できること）
	☐	東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業へ就職した雇用保険の被保険者であった。 （通学期間を修業年限を上限として、移住元の対象期間とすることができる。ただし高専は２年まで）	☐ 卒業証明書など（在学期間や卒業校を確認できるもの）
	☐	法人経営者または個人事業主であった。	☐ 法人経営者→登記簿の履歴事項全部証明書など 個人事業主→開業届済証明書、納税証明書など※在勤地、在勤期間が確認できるもの）

全員 ☐ 世帯全員分の戸籍の附票または移住元の住民票の除票（※世帯主、続柄の記載があるもの）

全員	☐	令和元年10月１日以降に、本市へ転入したこと。	☐ 姶良市の住民票（※世帯全員分）
	☐	申請時において、転入後１年以内であること。	☐ 様式第5号　自治会加入証明書
	☐	自治会に加入し、申請後５年以上継続して姶良市に居住する意思があること。	☐ 様式第3号　誓約書
	☐	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではない。	
	☐	日本人であること。 外国人である場合、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。	☐ 写真付きの本人確認書類
	☐	市税等の滞納がないこと。	☐ 滞納のない証明書（※世帯全員分）
	☐	申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。 ただし、支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、５年以上経過し、18歳以上となり、県及び姶良市が認める場合は除く。	☐ 様式第4号　同意書
			☐ 通帳またはキャッシュカードの写し

必須	☐	姶良市が主催または共催する移住希望者を対象とした本人参加型イベントもしくはオンラインイベントに参加したことがあること。	
いずれか	☐	過去に姶良市に居住したことがある。（住民基本台帳に記載されていたこと）	☐ 姶良市の住民票の除票または戸籍の附票
	☐	姶良市内にある学校に通学したことがある。	☐ 卒業証書の写し、在学証明書または在学時の成績表のいずれか
	☐	姶良市に所在する事業所で勤務したことがある。	☐ 事業所の退職証明書または雇用保険離職票
	☐	転入直前の３年以内に２年以上、姶良市にふるさと納税をしたことがある。	☐ 寄付金受領証明書

必須	☐	就業先が官公庁及び地域おこし協力隊でないこと。	☐ 様式2号-3　就業証明書（関係人口要件用）
	☐	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。	
	☐	風俗営業者でないこと。	
	☐	暴力団等の反社会的勢力、およびそれらと関係を有する法人等への就業ではないこと。	
いずれか	☐	姶良市に所在する農林水産業に就業する。	
	☐	姶良市に所在する家業等へ就業する。	
	☐	姶良市に所在する企業へ、勤務時間が週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する。	

東京圏のうち条件不利地域とは・・・

【東京都】檜原村、奥多摩村、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村　【埼玉県】秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町
【千葉県】銚子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町
【神奈川県】三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村